

NPO 法人 町田発・ゼロ・ウェイストの会

理事長 広瀬 立成 殿

5月23日「NPO 法人 町田発・ゼロ・ウェイストの会」の総会に
当たり、事前に下記質問を致しますのでご回答下さるようよろしく
お願い致します。

記

- 1) 質問事項 1～6 頁に示す。
- 2) 回答期限 2010 年 5 月 21 日
- 3) 回答先

以上

2010 年 5 月 19 日
質問者

(A) 「NPO法人 町田発・ゼロ・ウェイストの会」の総会議案書を読んで

《質問の主旨》

NPO法人 町田発・ゼロ・ウェイストの会（以下、当NPOと言う）の実態は、NPO法人としてのあるべき姿から逸脱していると考えます。このままでは、社会的信用を失い、活動がより多くの市民の中に広がることもなく、存在意義そのものが疑われる事態になると思います。

『特定非営利法人』とは「公益のために活動する団体で、営利を目的としないこと」はご承知のことと思います。

就いては、

①運営の原則

『株式会社』や『地方自治体』も同じですが『総会』や『議会』が決定機関です。『理事』『取締役』『市長』は決定機関から権限を与えられて執行しています。こうした手続きを経ないで執行されている内容は無効もしくは違法です。

②会計の原則

非営利法人である『公益団体』『自治体』の会計は予算主義を採っています。つまり、『理事長』や『市長』は『総会』や『議会』で議決された予算以外は支出できません。

当NPOの運営と会計の実態は、上記の原則から大きく逸脱しています。定款に照らし、又通常公益法人の運営原則と比較して、以下、疑問点を質問します。

《質問事項》

1. 事業計画が年度当初より大幅に変更になっている。
このような場合、定款第21条(4)項に基づいて、総会の議決が必要となるが実態は総会を経ずに事業を執行している、その根拠は？
2. 定款第18条の規定では、役員で報酬が受けることができるのは役員総数の3分の一以下とされている。『企業』のようにすべての役員が報酬を受けることはない。当NPOの実態はどうか？
3. NPO法人になるための条件の第一番目に営利を目的としないこと（利益があってもそれを構成員で分配してはならない）とある。事業別に、それぞれの理事が報酬ないし給与、請負、又は受託事業収入、或は、謝金又は委託費、という形でいくら受け取っているのか？
4. 又、定款第21条(7)項に基づいて、役員報酬は総会の議決事項であるが、総会を経ずに役員報酬に相当する金額を受け取っているのか、その根拠は？

5. 2008年10月22日の理事会において『運営委員会』を設置することをきめているが、定款第8条に定められている会議には、総会と理事会しかない。
『運営委員会』は、NPOの運営内容が適正であるとする根拠を持たない会議だと考えるがどうか？
6. 理事会の議事録 及び 監事の業務記録の提出を求める。
7. 役員辞任報告がない。設立総会以降（12名でスタート）任期2年のうち2009年12月13日までに5名の理事が辞任している。このような事態をどのように考えているのか。又これまで会員へ報告してこなかったこと、議案書の活動報告においても報告しない理由は？
8. 理事5名の欠員は、定款第16条に抵触すると考えるがどうか。
9. 会費収入の内訳・・・正会員は何名 賛助会員は何名
10. 事業項目別の収支が不明
トヨタ財団助成金 環境省請負事業 町田市からの委託事業（さくらまつりイベントでの分別ステーションの取り組み イベントの実態調査 農業祭 環境学習林整備事業）ごとの事業報告と収支決算報告(予算対比)を求める。
尚、収支決算報告は、下記項目での報告を求める。
 - ① 役員手当
 - ② 会議費
 - ③ 作業手当（役員・不特定多数・事務局業務を行っている ■■■氏）
 - ④ 委託費（明細を添付）
 - ⑤ 旅費、交通費
 - ⑥ 通信費
 - ⑦ 接待交際費
 - ⑧ その他
11. 平成21年度総会で議決された予算のうち、民間助成金収入（トヨタ財団助成金）1,745,000円が、今総会資料の決算には収入ゼロになったのは何故か？
12. 町田市からの受託事業（さくらまつり イベントでの分別ステーションの取り組み、イベントの実態調査、農業祭、環境学習林整備事業）の委託完了届けの書類の写しを求める。
13. 当NPOの税務申告の書類の写しを求める。
14. 役員全員及び事務局業務者(■■■氏)の源泉徴収票の写しを求める。
*個人情報に触れる心配があれば匿名で

15. 当 NPO の財産目録と各口座の年度末（2010 年 3 月 31 日）の残高証明書の提示を求める。
16. 環境省への事業報告書の中で、当 NPO が請け負い事業として行った報告はどの箇所か？
17. 寄付金が予算より大幅に増加している（120 千円 → 688 千円）寄付金の明細を求める。
18. 『町田市廃棄物最終処分場周辺環境保全協議会』への参加を辞退した理由は？

(B) トヨタ財団 2008 年度地域社会プログラム助成金について

《質問の主旨》

2008 年 秋 トヨタ財団に助成を申請
◇プロジェクト チーム名 : 町田発・ゼロ・ウェイト推進協議会
◇プロジェクト チーム リーダー : 広瀬立成
2009 年 3 月 17 日 助成決定
4 月 24 日 第一回 町田発・ゼロ・ウェイト推進協議会

上記は、NPO 法人 町田発・ゼロ・ウェイトの会(以下、当 NPO)のホームページに掲載されています。

町田発・ゼロ・ウェイト推進協議会(以下、推進協議会)は、推進協議会としての活動実績はなく、これまでに3~4回の会議を開いただけであって、内容は、当 NPO の活動報告に留まり、出席メンバーも殆ど当 NPO のメンバーでした。推進協議会の活動に対して助成を受けながら、推進協議会のメンバー及び関係団体への活動報告、会計報告も一切なく、実態のない推進協議会であったことは、当事者も承知していたはずで

この様な状況に導いたのは当 NPO 理事長であり、NPO の運営原則、会計原則とは別に社会的責任は大きく、当 NPO そのものの信用を失墜させる行為です。当然理事長辞任に当たる重大な事態です。

以下の質問に答えられない、つまり実態としては、推進協議会は存在せず当 NPO の活動そのものであるとすれば、トヨタ財団の助成金の収支報告がないのは、全く『でたらめ会計操作』と言わざるを得ません。

尚、当 NPO 法人のホームページ(2010年5月現在)に記載されている2009年6月10日付ゼロ・ウェイト通信には『当 NPO 法人からの提案(申請)への助成が決まりました』とあり、当 NPO の活動であることを対外的に表明しています。

又、最近の活動から(2009年5月1日)では、助成金贈呈式の写真の下に「当 NPO 発足して半年が過ぎましたが、トヨタの助成によって(当 NPO の)活動を一気に加速します」とされ、当 NPO 事業として公表されています。

以下、質問します。

《質問事項》

1. 推進協議会設立の年月日は?
2. 代表者は誰か?
3. 会計責任者は?
4. 構成員のリスト

5. 推進協議会の規約・会則
6. 活動報告書
7. 収支報告書
8. これまでの推進協議会の議事録
9. 推進協議会として税務申告したのか、したのであれば申告の写し
10. }
11. } 次頁の図中に質問事項があります。
12. }

『リサイクル広場を拠点としたゼロ・ウェイストのまちづくり』プロジェクト

町田発・ゼロ・ウェイスト推進協議会

《プロジェクト・チーム メンバー》

- ①NPO 法人「町田発・ゼロ・ウェイストの会」
- ②最終処分場閉鎖等検討委員会委員
- ③ [Redacted]
- ④ [Redacted]
- ⑤ [Redacted]
- ⑥ [Redacted]
- ⑦ [Redacted]
- ⑧(株) [Redacted]
- ⑨ [Redacted] 大学 [Redacted] 准教授
- ⑩ [Redacted] 大学 [Redacted] 教授
- ⑪ [Redacted] 助教
- ⑫ [Redacted] NPO
- ⑬ [Redacted] 大学秘書
- ⑭高等学校教諭
- ⑮ [Redacted] デザイナー



推進協議会として実施した活動内容

◆質問 10. 推進協議会として実施した活動内容を具体的に記入して下さい。



トヨタ財団への報告

◆質問 11. トヨタ財団への報告書の写しを提出して下さい。
①活動報告書 ②会計報告書 ③その他

トヨタ財団への応募プロジェクトについて

◆質問 12. トヨタ財団への応募に際し、NPO 法人が既に認可されているのに、何故、推進協議会を設立して応募したのか、その理由は？

	2008 年						2009 年		
	4 月	9 月	10 月	11 月	12 月	..	3 月	4 月
NPO 法人	設立総会		9/1 NPO 法人認可	10/22 第 1 回理事会					
トヨタ財団				10/11~11/14 応募期間				3/17 助成決定	4/24 第 1 回協議会